



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 29 2006年03月06日

韓国の特許法及び実用新案法の改正公正取引法の改正

台湾 韓国では今般、特許法の一部改正と実用新案法の全面改正が行われ、2006年3月3日に公布されたとの情報を入手しました。主な改正点について、次の通りご案内申し上げます。なお、() 書きは施行日を記したものです。

記

1. 特許法の一部法改正

- (1) 再出願許容の拡大(2006年3月3日施行)
出願公開前に拒絶決定が確定した出願については、その技術内容を補完することにより再出願することを認める。
- (2) 新規性喪失の例外規定の適用の拡大(2006年3月3日施行)
出願前6ヶ月以内に出願人が行った全ての公知行為を拒絶理由から除外する。
- (3) 国際出願の翻訳文提出期間の延長(2006年3月3日施行)
国内段階移行期間は優先日から30ヶ月であるが、今回の改正法により現地語翻訳明細書の提出は優先日から31ヶ月まで認める。
- (4) 国際出願の自発補正時期の緩和(2006年3月3日施行)
審査請求後において自発補正を行うことを認める。
- (5) 公費返還請求の条件緩和(2006年3月3日施行)
公費返還請求については、従来、誤って納付された場合に限りであったが、今回の法改正により無効審判が成立確定した後であれば、既に納付していた年金の返還を請求することができる。
- (6) 土曜日の休日化(2006年3月3日施行)
週40時間の勤務制度の導入により、土曜日を公休日として期間の計算から除く。
- (7) 弁理士訴訟費用の償還制度の導入(2006年3月3日施行)
弁理士が代理した特許紛争事件に係る特許裁判所、最高裁判所などにおける弁理士の訴訟費用の償還を受けることができる。
- (8) 新規性の世界公知公用主義の採用(2006年10月1日施行)
出願前に外国で公然と知られ又は公然に実施されている技術の内容は新規性を喪失したものとする。
- (9) 二重出願制度の廃止と変更出願制度の復活(2006年10月1日施行)
特許出願と実用新案登録出願の重複出願を従来認めていたが、今後重複出願を認めないものとする。一方、実用新案出願から特許出願への出願変更は認める。

- (10) 無効審判請求手続き中の訂正請求(2006年10月1日施行)
無効審判請求手続き中の訂正請求には、特許出願の際独立して特許を受け得るという条件を考慮しないことで、手続きの迅速化を図る。
- (11) 権利範囲確認審判請求人適格の拡大(2006年10月1日施行)
特許権者及び利害関係者のほかに、専用実施権者に権利範囲確認審判の請求権を認める。
- (12) 情報提供期間の延長(2006年10月1日施行)
情報提供を行う時期については、従来は出願公開後に限られるが、今年年内に審査期間の短縮化(10ヶ月間)を図るため、今回の法改正により、出願後であれば、情報提供を行うことができる。
- (13) 植物発明の開放(2006年10月1日施行)
無性的に反復生殖する変種植物を発明した者に特許を認めるとの特許法第3条規定を削除することで特許要件を満たせば植物特許を認める。
- (14) 異議申立制度の廃止(2007年7月1日施行)
異議申立制度を廃止し、無効審判制度と一本化を図る。
- (15) 無効審判の請求人(2007年7月1日施行)
公告日から3ヶ月以内は誰でも登録された特許について無効審判を請求することができるが、その公告期間満了後に請求できる者は利害関係者又は審査官に限る。

2. 実用新案法の全面改正法

- (1) 無審査登録制度から実体審査制度への転換(2006年10月1日施行)
方式審査による先登録制度(技術評価制度を含む)を廃止し、実体審査制度とする。
- (2) 特許法の一部改正に係る規定を準用する。

以上

(情報提供 : Lee International IP & LAW GROUP)